

平成 28 年 10 月 28 日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
つくば保険金サービス課 御中

120-0006
東京都足立区谷中 4-2-15
TEL/FAX 03-3628-0395
協同組合 日本接骨師会
保険部長 真竹晴

交通事故患者の柔道整復師医療に対する誤解と偏見・蔑視による受診妨害再発防止の要望

要望の理由

交通事故患者の整復師受診にあたり、国民の医療選択権の自由無視し、他の機関をすすめることは、患者には受診妨害、整復師には、営業妨害・名誉毀損を惹起することの再発防止の周知徹底の要望です。

要望の趣旨

この度、交通事故患者(様・ 様)が、 整復師受診申し出に対し、初期対応で、貴社職員による受診妨害また、損害保険会社として優越的地位乱用とも受け取れる事件がありました。平成 28 年 7 月 21 日、貴社担当者より 整骨院とは契約を結んでいないので、自費で治療費を支払い領収書を貰ってください。 整骨院以外はどこに行っても大丈夫ですとのこと。 このことは、患者からすると 整骨院に対し疑問・不審となるものです。平成 28 年 8 月 24 日、担当者より一括対応ができない理由として、つくばと土浦で通減の問題があったことが、今回の一括払いができない原因との回答。貴社算定基準 3 部位目通減を否定するものではありませんが、交通事故治療費関係「特定の算定基準」がなく「必要かつ妥当な実費とする」とし、不当に高額でなければ各柔道整復師においてある程度自由に設定できるはずであります。このことは今回の事案と同様、貴社損害保険ジャパン日本興亜株式会社を被告として、横浜地方裁判所に提訴した名誉毀損、営業妨害等に基づく損害賠償事件、平成 26 年(ワ)第 1373 号)つき、平成 27 年 3 月 9 日、和解が成立しています。今回の事件は、和解条項に反すると思われるので再発防止の周知徹底のお願いです。当然、整復師の乱診・乱療を弁護する者では有りません。この者の対策は統計資料による情報共有の要望で、整復師といえども何が正しいかの是々非々のお願いです。(資料別途)

本状到着後、2 週間以内での回答よろしくお願い申し上げます。